

ブロードバンド基盤ワーキンググループ（第3回）

1. 日時：令和4年9月5日（月） 17：00～19：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

大橋主査、相田主査代理、大谷構成員、岡田構成員、春日構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、佐藤ブロードバンド整備推進室長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、柳迫事業政策課調査官、齊藤事業政策課課長補佐、加藤事業政策課課長補佐

【大橋主査】 それでは、お時間となりましたので、ただいまからブロードバンド基盤ワーキンググループ第3回を開催いたします。

本日も大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議による開催とさせていただいております。また、一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声のみの傍聴とさせていただいております。

まず、事務局よりウェブ会議システムの関係での留意事項をお願いいたします。

【加藤事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。事務局、総務省事業政策課の加藤でございます。本日は、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願い申し上げます。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクを

ミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要がございましたらそちらも御活用いただければと思います。また、ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ではございますけれども、事前に事務局よりお送りしたURLに再度ログインをし直していただければ幸いです。

なお、本日の資料には、構成員限りの機微な情報も含まれてございますので、システムにおける表示では、傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。

また、御発言いただく際には、当該情報の内容には具体的に触れていただきませんようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事ですけれども、前回会合に引き続きまして、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の具体的な制度設計に向けて、主な事業者や関係者の皆様方から御意見をいただき、その後、意見交換をできればと思っています。

まず、事務局よりヒアリング事項について説明をお願いします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、総務省事業政策課の柳迫より、資料3-1に沿って、本日のヒアリング項目について御説明させていただきます。

前回の第2回ワーキンググループに引き続き、本日が2回目のヒアリングでございます。4者の皆様から、1ページの2ポツ目のヒアリング項目、③から⑤の3項目についてヒアリングをさせていただきます。

1点目が、一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方についてでございます。こちらは、1ポツ目でございますとおり、支援区域の指定の要件として1者提供地域であることが必要になります。改正事業法の中では、適格電気通信事業者及び競合事業者の支援区域内で一定規模以上の電気通信回線設備の設置が求められておりますので、この電気通信回線設備の設置規模についてどう考えるかというところがポイントになります。

2ポツ目が、適格電気通信事業者が支援を受ける場合や、競合事業者として判定する場合に、第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間が要件になってございますので、この継続提供期間をどう考えるかというところがポイントになります。

3ポツ目が、大部分を他社の回線設備と接続して提供される場合に競合事業者として考

えるかどうかというものでございます。

ヒアリング項目の2点目が、④と書いているところでございます。交付金・負担金の算定の在り方でございます。交付金につきましては、費用算定の考え方、支援額算定の考え方というところがヒアリング項目になっています。どの設備を費用算定の対象とするか、また適切な費用按分の在り方について、どのように考えていくかというところがポイントになります。

負担金につきましては、1ポツ目と2ポツ目のところで負担事業者の範囲、負担金の額の割合の上限がでございます。これはそれぞれ政令事項でございまして、固定電話のユニバーサルサービス制度につきましては、負担事業者の範囲として、電気通信事業収益が10億円を超えるもの、負担金の額の割合の上限につきましては、電気通信事業収益の3%に設定しているところでございまして、同じようにブロードバンドのユニバーサルサービスについても、政令でどのように定めるかというところがポイントになります。

3ポツ目の負担金の算定単位についてでございます。電話のユニバーサルサービス制度につきましては、1番号当たりの単価に稼働番号数を掛けていく形で算定するものでございます。ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度では、この算定単位をどう考えるかというところがポイントになります。

ヒアリング項目の最後、その他につきましては、今後、改正電気通信事業法が施行され、交付金制度の発動に向けて、利用者等への周知の在り方をどのように考えていくかというものでございます。以上がヒアリングの項目でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から御説明があったヒアリング事項について、事業者の皆様方からプレゼンをいただきたいと思っております。時間も限られておりますので、まず4者続けてプレゼンを行っていただき、後ほどまとめて質疑、意見交換の時間を取らせていただければと思います。プレゼン時間におきましては、各者、最大で10分のお時間をいただいているということですので、まずは東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社様より、御準備がよろしければ御説明をお願いできればと思います。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本の井上でございます。NTT東・西を代表しまして、私から資料3-2に沿って御説明申し上げます。

右下ページ番号2ページをお開きください。交付金支援の対象となる区域の指定の在り方でございます。まず、基本的な考え方としまして、当社は、新たに創設される制度を通

じまして、自治体事業による新規整備、あるいはIRU設備の民設民営の展開により、広くブロードバンドサービスの整備・維持等を図ることに積極的に取り組む考えでございます。その上で、これ以降の御説明におきましては、そのために必要となる交付金や支援の在り方について、特別支援区域を念頭に当社の考え方を御説明申し上げたいと考えてございます。

1枚おめくりください。3ページでございます。支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方でございます。特別支援区域において、初期整備は実際の補助事業によって行われることが前提であるとする場合、自治体事業としての整備が町字の一部に留まる場合であっても、それにより整備された地域は回線数等の規模によらず、全て支援対象としていただくことが必要だと考えております。

支援対象区域に回線規模の基準を設けた場合、当該町字において新規整備を引き受ける事業者、あるいは公設設備の民設民営への移行を引き受ける事業者、これが現れなくなるおそれ、あるいは、自治体が整備を見送ったエリアにおいても基準を満たすための整備を図らなければならなくなるおそれが生じると考えます。

また、非居住エリアが新たに居住エリア化するなど、事後的に整備が必要となりますエリアは、自治体からの追加的な補助金や、ユニバの交付金等による支援により、その整備を行う必要が生じると考えてございます。

1枚おめくりください。4ページでございます。競争事業者の評価でございますが、既存の適格事業者が提供する区域の一部のみを提供する事業者、これを競合事業者として評価することは、既存適格事業者への支援が行われなくなることになるため、これは適当ではないと考えます。具体的には、適格事業者が提供可能な世帯を下回る場合などがこれに当てはまるかと考えてございます。

1枚おめくりください。5ページでございます。支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方でございます。1つ目のポツとして、一時的な参入となる事業者は、これを競合事業者として評価すべきではないと考えます。また、事後的に「競合事業者あり」となる場合においても、先に指定された適格事業者に対する支援は、例えば10年程度、一定期間継続されるべきと考えます。設備設置事業者があらかじめ交付金による支援の額や、その支援が得られる期間について見通しを得られることが重要だと考えてございます。

3番目でございます。大部分を他社の回線設備と接続して提供される場合の区域の考え

方でございます。設備設置を行わない事業者の参入により、設備設置事業者への支援が打ち切られれば、設備維持が困難になるおそれがございます。必要となる光ケーブルなど、自ら設置しない事業者は、競合事業者や適格事業者として評価すべきではないと考えてございます。

1枚おめくりください。6ページでございます。4番としての交付金算定の在り方でございます。まず、基本的な考え方として、特別支援区域は、交付金による支援がなければ整備が進まないエリアでございますので、収支相殺方式によって、当該エリアで実際に要する費用をまかなうのに必要十分な額とすることが大前提だと思っております。参入を検討する事業者にとって交付金の額があらかじめ算定可能で、参入後の採算性が予測できることが必要となります。

なお、実際のアクセス回線設備は、一度構築した設備を数十年にわたり保守運用するものでございますので、毎年度、新たに設備構築をし直すことを前提とする長期増分費用方式は、現実的には成立し得ず、必要な支援が適切に行われぬおそれがあることから、算定モデルとして採用することは適当でないということをつけ加えさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、7ページでございます。費用算定の考え方でございますが、まず、1ポツ目として費用算定に含まれる原価の範囲と収益の範囲、これが一致していることが大前提になると考えてございます。アクセス区間以外のネットワーク設備を原価の範囲としてどこまで含めるか、収益の範囲と合わせて議論することが必要だと考えてございます。

3ポツ目でございますが、減価償却費相当につきましては、自治体事業・補助金等により整備された設備では発生しないと考えていますが、事業者自らの投資による設備更改などが行われた場合には、原価対象とすることが必要だと考えてございます。また、料金請求・顧客管理等のコストは、これも原価対象とすべきと考えてございます。

1枚おめくりいただいて8ページ目でございます。支援額算定の考え方でございますが、参入事業者における予見性確保の観点から、一定の算定式、例えば投資額×保全コスト係数、こういうものを用いて算定することが適当だと考えています。その際、係数につきましては、事業者の実績値等に基づくことが必要だと考えてございます。

ただし、一定の算定式や係数等にとり算定することによりまして、実際費用から大きく乖離すると見込まれる費用、例えば、海底光ケーブルの保守費、あるいは自然災害に係る補修費用など、これらにつきましては、部分的に実際費用方式を採用することが適当

ではないかと考えてございます。

1 ページおめくりください。9 ページでございます。費用算定に用いる投資額でございます。初期投資額は、自治体による補助事業の実施プロセス、これによりその効率や適正性は担保されていると考えてございまして、その補助事業において、実際に要した構築費用を用いることが大切だと考えてございます。費用算定に用いる係数等でございますが、こちらにつきましては、効率性を担保する観点におきまして、支援対象外エリアも含む平均値を用いることも可能ではないかと考えてございます。

収益の算定でございますが、こちらにつきましては、事業者ごと、あるいは小売や卸など、その利用者への提供形態、こういったものごとに料金額は異なりますことから、それらを十分に考慮することが必要だと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、ここから3 ページは標準的なモデルにより算定することが困難な事例を幾つか御紹介申し上げたいと思います。

10 ページは、山間部におけるケーブル敷設でございますが、樹木がケーブルを隠してしまっているようなケースが結構ございまして、これらを伐採すると、かなり構築に要する費用・期間が延びるという事例でございまして、これはサンプルでございますが、施工時間等が2倍になっているということをお示ししております。

1 枚おめくりいただきまして、11 ページでございますが、離島におきます未整備エリア、これは一般的なエリアに発生しない高額な光ケーブルの敷設が必要になるわけでございますが、海底光ケーブルだけではなくて、陸揚げのルート、こういったものも気象環境条件を考慮して個別に設計することが必要であるため、構築費用はケース・バイ・ケースになるということをお示ししてございます。

12 ページでございます。12 ページは、その海底光ケーブルの保守においては、損傷の状態により必要な措置が異なる、あるいは海洋や気象の状態により措置を実施する時期も限られるということございまして、仮に海洋の状態が悪く、船が待機している期間においても、人員や船を確保するための費用が必要となるということも御理解いただければと考えてございます。

13 ページでございます。負担金算定の在り方、負担事業者の範囲でございますが、卸業務につきましては、卸元事業者が負担することが、支援機関を含めた制度運用全体にとって簡便かつ効率的だと考えてございます。また、負担金の算定単位でございますが、法人向けサービスなどにおいて、回線数とエンドユーザーの数が一致しないということも想定

されるのではございますが、実際の利用者数の把握はなかなか困難であるということを経験しまして、各事業者が把握している回線数を原則とすることが適当ではないかと考えます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。それでは、続きまして、KDDI 株式会社様に御発表いただけるということですので、こちらも御準備がよろしいときに、10分お時間をいただいているということですので、よろしくお願ひできればと思います。

【KDDI 株式会社】 KDDI の山本です。それでは、資料 3-3 で御説明させていただきます。まず、最初目次でございますが、まず初めにスライドの 4 をおめぐりください。

交付金・負担金算定に対する基本的な考え方でございます。ユニバーサルサービス制度の安定運用を図るためには、大きく 2 点、交付金規模の肥大化を抑制すること、それから、国民経済全体の負担の最小化を図ること、これが必要不可欠であると考えます。そのためには、適正なコストに抑制をする、そのために標準モデル方式での算定などにより、非効率性を排除する。そうして必要最小限の支援とすることが必要であろうかと思ひます。併せて競争中立性の観点から、事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式であることが必要であると考えます。

続きまして、個別のヒアリング事項についてでございます。スライドの 7 でございますが、こちらは、いただいているお題のうちの競合事業者の要件、それから、特に他社の回線設備と接続して提供される場合、この 2 つについて主に御説明させていただきます。NTT 東・西様の加入光ファイバーを接続、相互接続で利用して提供する役務、これは実は弊社の au ひかりの一部がこれに該当するわけでございますが、こちらの場合、まず同役務のアクセス回線部分は、これは NTT 東・西様が設置する電気通信回線設備であるということ。それから、今般の交付金制度の趣旨は、不採算地域のこの回線設備の維持であるということ。この点から、接続、これは、我々は競争を意図して事業参入するものではありませんが、支援対象事業者を判断する場合の競合事業者としては、こういった役務はカウントしないことが適当であろうかという考えでございます。

続きまして、スライドの、1 枚めくっていただきまして、8 でございます。こちらは競合事業者の要件となる二号役務の継続提供期間の考え方でございますが、こちらは前回弊社のプレゼン資料でも御説明させていただいたとおりですが、この変更登録とか変更届出期間と併せて、これは年に 1 回、年度末の状態で判定するのが適当と考えます。

この1者提供地域に変更がありますと、既に現に支援を受けている事業者に影響を及ぼすわけですが、短期間でこの支援対象有無が変更されると、これは制度の安定運用に大きな支障が出るおそれがあります。そのため、この二号基礎的役務を継続して1年以上提供している場合に限り、競合事業者としてカウントするということが考えられると考えます。

続きまして、スライドの10をおめくりください。こちらは費用算定の考え方の対象設備でございます。以下の理由から、支援区域のアクセス回線設備ですね、最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備などとするのが適当であると考えます。これは2つの理由、一つはサービス提供に係る主要な費用というのがアクセス回線設備の費用であるということ。それから、設備コストが地理的条件に影響を受けるということで、例えば局内設備とかONUの設備構成なんかはあまり地理的条件に左右されないだろうと考えます。

続きまして11ですが、「ただし」でございますが、離島で提供される有線ブロードバンドにつきましては、これは離島への海底光ケーブルに対する支援がないと、当該離島に対するサービス提供の維持が困難になるおそれがございますので、例外的にこの対象設備には離島への海底光ケーブルを含めるのが適当であろうと考えます。

続きまして、スライドの12でございます。こちらは計上費目の考え方でございます。設備費用、この設備は、先ほど申し上げましたように、アクセス回線設備、それから離島への海底光ケーブル、これ以外に支援の対象とする費用は、役務の維持に必要な最小限の費用とすべきと考えます。販促費などの競争対応費用は支援の対象から除外すべきと考えますが、それ以外に、具体的にどのような費用に対して支援が必要であるか。これは今般の制度の支援対象となり得る事業者、具体的には交付金による支援を希望される事業者さんに対してヒアリングを実施して、詳しく検討していただくということが必要ではないかと考えます。

続きまして、スライドの13でございます。こちらは特に二重の支援にならないようにという観点の留意事項でございます。二重にも幾つかの意味がございます、例えば1点目、これは補助金などとの二重の支援。当然、設備構築とか更新などに対して、国からの補助金などと、今般の我々のこの民間で支え合う交付金による支援が二重にならないようにということが留意すべき事項であると思います。

あともう一つは、設備貸与による収入との二重のコストということで、例えばですが、海底光ケーブル、これを他事業者に貸与するなどで収入がある場合、これは先ほどの海底

光ケーブルの費用全額を交付金により支援すると、二重のコスト回収となるおそれがあると考えます。

それからもう一つ、スライドの14、これが3点目の二重でございます。接続料との二重の関係です。仮にNTT東・西様が交付金による支援を受けるのであれば、NTT東・西様の東・西別の平均コストで算定されている接続料との関係の整理が必要であろうかと考えます。具体的には、この二重のコスト回収とならないように、交付金制度により支援を受けた額、これを接続料原価から控除するということが必要と考えます。

下のポンチ絵、左側は地域ごとに費用が変わるわけでございますが、支援地域は高い、それ以外のところは低い。接続料単価は平均コストなわけですね。収入単価というのは、これはユーザー料金はそれに利益とかその他の費用を踏まえて設定されるわけでございますが、この右側ですね、支援区域だけの収支でもし支援してしまうと、接続料で十分コスト回収されているのにもかかわらず、この支援額分で二重になるのではないかという考え方でございます。

15、その他留意すべき事項ということで、これはモデルによる算定を行う場合の留意事項でございます。これは地域事業者のサービス提供の維持が図られるためには、この全国事業者と地域事業者の規模の経済の相違を考慮することが必要ではないかと考えます。当然これは全国事業者のほうが、規模の経済でコストが低くなるのではないかとこのところでございます。

また、モデルによる算定の場合、実際の赤字額をもし超えてしまうと、これは逆の意味になってしまう。本来このモデルは実際の費用より低いんだろーとは思いますが、場合によっては、実際費用よりもモデルのほうが高く出てしまうということがもしあるとすると、これは、支援は実際の赤字額までということが適切ではないかと考えます。

続きまして、スライドの16でございます。これは支援額の算定方法でございますが、原則としてベンチマーク方式を採用すべきと考えます。仮に収支相殺方式を採用する場合は、支援の必要性を国民に示すためには、この交付金による支援を受ける事業者、適格事業者は、地域別収支だけではなくて、サービス全体の収支を明らかにすることが必要と考えます。

で、交付金の規模が大きくなってしまうと、これはなかなか国民の理解が得られなくなるような状況が想定されますので、その場合は、ベンチマーク方式の採用も含めて、収支相殺方式の見直しを検討することが必要と考えます。

続きまして、スライドの17でございます。負担事業者の範囲でございますが、これは基本的には受益者負担を原則と考えます。ブロードバンドサービスの契約者の場合、これはインターネットを通じていろいろな双方向のコミュニケーションを通じて広くサービスを楽しむということを考えますと、有線無線を問わず、このブロードバンドアクセス提供事業者全体を対象とすると。

ただし、次のスライドの18でございます。I o Tサービスの場合はM2M、マシン・トゥ・マシンの通信が中心、モジュールでつながるような通信ですね。機械同士の通信の場合は、その支援地域の有線ブロードバンドサービス、これが維持されることで、直接の受益はないと考えられますので、負担の対象外としてはいかがでしょうかと考えます。

続いてスライドの19、制度が複雑化しないように、これは電話の制度の立てつけと同様の基準ということで10億円未満、あるいは3%以下が適当ではないかと考えます。

続いてスライドの20でございます。こちらは負担金の算定単位でございますが、ブロードバンドサービスに関する契約回線数を算定の単位とすることが適当と考えます。

続きまして、最後にその他（利用者の周知の在り方）についてでございます。スライドの22、これは新たにブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけることについては、電気通信事業者、関係団体、国、地方公共団体、それぞれの立場から周知広報を行うことが必要と考えます。そして、各事業者が単位当たりの負担額を明示することで、見える化するということで、基金への拠出が適切に行われていることを積極的に示していくべきと。

その際、事業者ごとに明示方法が違うということがないように、異なるということがないように、これは支援機関が情報開示に関するガイドラインを作成することが必要と考えます。弊社からの説明は以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど意見交換をさせていただければと思います。続きまして、ソフトバンク株式会社より、プレゼンテーションをお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【ソフトバンク株式会社】 ありがとうございます。ソフトバンクでございます。資料3-4に沿って御説明いたします。1枚おめくりください。

1ページ目は前回御説明の再掲になりますけれども、今回のヒアリング範囲の項目につきましても、競争への影響を最小限とすべく、補完的措置としての制度上の手当は必要最小限とすべきと考えております。

1枚おめくりください。2ページ目でございます。こちらも前回で御説明した内容の再掲でございますけれども、右下の吹き出しのとおり、条件不利地域における「低廉性」「利用可能性」の実現に焦点を当てた検討が必要と考えます。

1枚おめくりください。3ページ目でございますけれども、具体的にはどのような検討が必要かという点でございますけれども、こちらに記載のあるような、(音声途切れ)

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。ソフトバンクの皆様、音声から聞こえなくなってしまったんですけれども、接続状況を御確認いただいてもよろしいですか。

【ソフトバンク株式会社】 (音声乱れが続く。通信状況確認等のため、一旦退出)

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。大橋主査、今ソフトバンクの皆様には接続状況等の確認をいただいております。少し時間の関係もございますので、日本ケーブルテレビ連盟のプレゼンを先にさせていただければと思います。お願いします。

【大橋主査】 承知しました。それでは、若干順番が前後してしまって申し訳ありませんが、順番を変えていただいて、日本ケーブルテレビ連盟から御説明いただいてもよろしいですか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 承知いたしました。日本ケーブルテレビ連盟の副理事長で通信・放送制度委員会委員長の宮内でございます。よろしく願いいたします。本日は前回と同様に、地域にブロードバンドサービスを提供するケーブルテレビ事業者の立場から説明をさせていただきます。早速説明に入らせていただきます。

右下2ページ目を御覧ください。本日はヒアリング項目の一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方、交付金・負担金算定の在り方、その他として、利用者等への周知の在り方について、それぞれここに示しますページで御説明させていただきます。

3ページをお願いします。まず、一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方について説明をさせていただきます。支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の要件として、事業者が届け出た「町字単位の業務区域でのサービス提供可能な世帯数」を基に算定される世帯カバー率が規定割合を満たすことと理解しております。この世帯カバー率について、固定電話のユニバーサルサービスでは100%と規定されていますが、固定ブロードバンドの場合には、例えば過半数の50%以上とするなど、実態を踏まえての検討をお願いします。

次に、2の支援対象の要件となる継続提供期間の考え方についてです。CATV事業者

の事例で、条件不利地域の一者提供の地域に対し、サービスを提供していたところ、後に大手通信事業者が参入して、二者提供となったことがあります。この事例などからも、上記1の世帯カバー率とともに継続提供期間を要件とすることは重要と考えます。そこで、支援対象事業者と競合事業者については、一定期間、例えば1年以上にわたってサービスを継続的に提供していることを要件とする必要があると考えます。

3、大部分を他社の回線設備と接続して提供される場合の区域指定についてです。卸役務を利用してサービスを提供する事業者は、競合事業者として扱わないことが適当と考えます。

4ページをお願いします。次に、交付金の費用と支援額の算定の考え方について説明をさせていただきます。費用算定や支援額算定において、FTTHとHFCではシステム構成が異なること、地域によりサービス提供の実態が異なることを配慮いただけるように要望します。地域によりサービス提供の実態が異なる例として2つのケースを御説明します。

まず1つ目です。遠隔の不採算地域にブロードバンドサービスを提供する際に、サブセンターの設置が必要であったり、その設備の収容効率が極端に悪くなることがあります。さらに遠隔地の利用者への設置・運用・営業などの経費も都市部と比較して高額な傾向にあります。このため、このような地域には、局舎設備を支援対象設備に含めることや、設備コスト以外の費用についての配慮も要望します。

2つ目は、不採算地域にブロードバンドサービスを提供する際に、非居住エリアを経由するアクセス回線を敷設する場合の例です。このような場合には、非居住エリアであっても除外することなく費用算定することを要望します。また、支援対象の費用は、原則として支援対象区域のアクセス回線設備の維持に必要な費用と示されていますが、アクセス回線に付帯するヘッドエンドのセンターや宅内設備は、サービス提供の際にアクセス回線と不可分な設備であるため、これらの設備の維持費用も支援対象とすることを要望します。

5ページをお願いします。CATV事業者は、通信と放送を同時にサービス提供するのが一般的であるため、費用や支援額の算定には、通信部分の収益を抽出する必要があります。しかしながら、テレビ等とのセット料金からの按分、通信と放送で共通する設備が多く存在すること、人件費・販管費の按分等を考慮する必要がありますが、事業者により按分等に対する考え方が異なる場合があります。このため、費用算定などで電気通信事業の収益については、サービス提供の実態に合わせて、使用帯域や契約書に基づいて按分するなど、分計のガイドラインが必要と考えます。

6 ページをお願いします。このページでは、参考資料としてHFCのシステム構成例を示しています。左側には、センター設備であるヘッドエンドを示しており、通信と電話用のCMTS、並びに放送信号を送出する機械が設置されます。中央のアクセス回線では、通信と放送の信号が光ファイバーを介して伝送され、アンプにより電気信号に変換されて、同軸ケーブル経由で宅内に伝送されます。右側の宅内の設備には、通信・電話・放送のための機器を示しています。時間の関係で詳細な説明は割愛しますが、後ほど御参照いただければと思います。

7 ページをお願いします。次に、負担金における負担事業者の範囲、並びに負担金の額の割合の上限について説明をさせていただきます。負担事業者の範囲については、中小規模の事業者に過度の負担がかからないよう、ブロードバンド事業の収益が一定規模以上となる事業者に交付金の負担を求めるなどの配慮をお願いします。負担事業者の範囲や負担金の額の割合の上限は、電話のユニバーサルサービスの要件として示されている「負担事業者は前年度の電気通信事業収益が10億円超であること」、「負担金額の上限は、負担事業者の事業収益の3%」が目安と考えます。

CATV事業者には、自前で設置した回線設備を用いてサービス提供をすることに加え、光卸（光コラボ等）の利用や、卸元、例えばドコモ光タイプCとして回線提供を併せて行う事業者が一定数存在します。また、接続方式（NTTシェアドアクセス）を利用している事業者、フレッツ光向けのISPサービスを提供している事業者もいます。

これらの事業者にとって、自前・卸先・卸元の違いにより、交付金負担の在り方が異なると理解しております。このため、基本的には自前・卸元が負担する事業者と考えますが、負担金算定や支援機関への支払いなどにおいて、回線の所有者の違いにより非効率な作業が発生し、事業者の負担増とならないよう配慮いただくことを要望します。

8 ページをお願いします。次に、負担金の算定単位について説明をさせていただきます。「IoTサービス」は、農業や防災等のための各種センサ、ガス、電気等の利用料を計測するテレメータリングなどであり、大量のデータを送受信する「ブロードバンド」のような利用形態ではなく、少量のデータを定期的に伝送するだけの理解です。このため、「無線ブロードバンドサービスのうち、IoT用途等を想定したサービス」については、本制度が目指すテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の「ブロードバンド」サービスとは性質が異なるサービスであるため、基金の負担対象とすべきでないと考えます。

仮に負担対象とする場合であっても、通常の端末と同一の扱いとはせず、ゲートウェイ

単位とするなど、異なった扱いとする必要があると考えます。また、I o Tサービスには多様な用途があると思われるため、利用実態に合わせた検証が必要と考えます。なお、省電力・遠距離通信可能な通信、いわゆるLPWAは無線ブロードバンドの範疇ではなく、負担対象とならないと考えています。

集合住宅のバルク契約においては、1契約に複数のエンドユーザーがいるため、事業者側でエンドユーザー数を把握しておらず、契約数とエンドユーザー数が一致しない場合があります。この場合、契約数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。また、法人契約においては、1契約に複数の回線が含まれる場合があります。この際には回線数でカウントするなどの統一的な基準が必要と考えます。

9ページをお願いします。最後に、利用者等への周知の在り方について御説明します。固定ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置づけることについて、国民に御理解いただくためには、国、地方自治体、電気通信事業者、関係団体など、それぞれの立場から周知広報を行う必要があると考えます。交付金制度の施行以降においては、制度の仕組みや交付金・負担金の算定方法のみならず、適格電気通信事業者の事業者への補填額や負担金額などの運用抛出状況を、総務省あるいは支援機関のホームページなどで示す必要があると考えます。

負担事業者が仮に利用者へに転嫁する場合には、固定電話のユニバーサル制度と同様に、事業者のホームページでの周知、請求書の明細に表記するなどの対応を想定しています。しかしながら、固定ブロードバンドは多様な事業者が提供しているため、ガイドラインなどで利用者への情報開示の具体的な方法を明示して統一することが必要であると考えます。

私からの説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、順番が前後しましたが、ソフトバンク様、いらっしゃいますか。

【ソフトバンク株式会社】 はい、ソフトバンクでございます。

【大橋主査】 3ページ目まではいただいているので、それ以降で結構かと思っておりますので、そこ以降でできればと思います。

【ソフトバンク株式会社】 承知しました。それでは6ページ目から手短かに御説明させていただきます。

6ページ目でございます。こちらは支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方でございまして、こちらにつきましては、規模、継続提供期間といった

要件を設けることは適当と考えております。詳細については、下の※印を御参照いただければと思います。

1枚おめくりください。7ページ目でございますけれども、接続事業者の考え方でございますけれども、接続事業者と、あと卸先事業者も含めて、こちらを競合扱いにした場合、回線設備の維持が図れないため、これらは競合扱いとしないことが適切と考えております。

1枚おめくりください。ここから交付金・負担金に関して御説明いたします。

1枚おめくりください。9ページ目でございます。まず費用算定の考え方でございますけれども、原則はアクセス回線の設備のみを支援対象とすべきと考えておりますが、こちらに記載のある中継回線については、サービス維持に最低限必要な範囲に限り支援対象とすることは、妥当ではないかと考えております。ただ、吹き出しにもありますとおり、NTT東・西さんが電話のユニバーサルサービス提供のためにも用いるような中継回線につきましては、支援の対象外とすることが適当と考えますし、そのような認識でおります。

1枚おめくりください。10ページ目でございます。支援額算定の考え方についてですが、非効率性の排除のために、標準モデル方式を活用することを基本とし、算定方式につきましては、不当な運用の排除の観点から、地域を問わず、ベンチマーク方式を採用することも考えられるのではないかと考えております。

1枚おめくりください。11ページ目でございますけれども、ベンチマーク方式は、事業者の料金設定と連動しないにせよ、この方式を用いる場合も含めて、その料金の適正性をどのように考えるべきかというのが課題との認識でございます。これはベンチマーク方式であっても、支援の要否判定の際に、収入を参照する必要があり、具体的には、標準的な価格よりも安価な料金設定による赤字の場合は支援を受けられない認識でございますので、この点について検討を進めることが必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。12ページ目、こちらは前ページのイメージを図にしてみたものでございますので、併せて御覧いただければと思います。

1枚おめくりください。13ページ目、こちらは交付金算定とは少し離れるんですけども、今回ブロードバンドが第二号基礎的電気通信役務として含まれたことの効果として、こちらの※印にあるように、著しく高額な料金設定は認められないという認識でおります。この観点からも、ブロードバンドにおける収入の考え方の整理が必要であると考えております。

1枚おめくりください。ここから負担金について御説明いたします。

1枚おめくりください。15ページ目でございますけれども、負担事業者につきましては、現行の電話のユニバーサルサービス制度と同様に、ブロードバンドのユニバーサルサービス化による受益の観点で定めることが適当と考えております。

1枚おめくりください。16ページ目でございます。負担金の算定単位でございますが、電話の考え方と同様に、利用者数に基づき、1契約当たりの契約単価により負担金を算定することは適当と考えております。現行の電話番号数に基づく方式が、売上げベース等、様々な方式が考えられる中で、こちらの吹き出しにもありますような競争中立性・検証可能性・簡素性の観点で優れているとのことで採用されている認識でおります。利用者数に基づく方式も同様に、これらの観点で比較的優れている方式なのではないかと考えております。

1枚おめくりください。卸元事業者が把握する回線と卸先事業者の回線数に差異が生じるケースがあると考えておりますが、こちらも受益の度合いに基づくべきという考え方に沿えば、基本的には卸先事業者の回線数に基づくべきではないかと考えております。こちらについて1点補足しますと、あくまで受益の度合いの大小は卸先事業者の回線数に基づくということと述べており、その負担対象となる事業者として、卸す先を含めるか、卸元にまとめて負担を求めるかというのは、その他の制約条件も踏まえて検討することが必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。18ページ目、I o Tの扱いでございますが、こちらは当社における活用事例として具体的にこのようなものがあるというのを紹介したページでございます。

1枚おめくりください。19ページ、右側の吹き出しにもありますとおり、前ページのような商材というのは、基本的に特定の通信先向けの通信に限定されており、不特定多数との通信は想定しておりません。したがって、上のキーマッセージもございまして、条件不利地域におけるブロードバンドサービスの確保による受益がないことから、I o Tサービスは負担の対象外とすることが適切ではないかと考えております。

最後22ページ目、その他、利用者への周知の在り方等についてですけれども、3点ございます。私どもは電気通信事業者として、今回の制度に伴い、利用者への一層の周知広報に努める所存でございます。また、国であるとか関係者におかれては、ブロードバンドのユニバーサルサービス化がデジタル化推進の一環であり、利用者利便を高める施策であるというようなポジティブな広報をお願いできればと考えております。

また、各論になりますけれども、負担金の対象事業者となる収益の閾値次第で、今回対象外となる事業者も多く発生するのではないかと考えております。この点の周知は、電話のユニバーサルサービス以上に必要と考えております。

私どもからの説明は以上です。音声が乱れ、大変失礼いたしました。よろしくお願ひします。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは意見交換に移りたいと思いますが、その前に、ユニバーサルサービス交付金制度において、支援機関として交付金実務を担っておられる電気通信事業者協会様からコメントがいただけるということですので、よろしければ電気通信事業者協会様、お願いできますか。

【一般社団法人電気通信事業者協会】 電気通信事業者協会の山本でございます。大橋座長から御発言の機会をいただき、ありがとうございます。私ども電気通信事業者協会は、支援機関として、電話のユニバーサルサービス、いわゆる電話ユニバに関しまして、その交付金・負担金の算定等、その支援業務を平成18年から16年にわたり実施をしてきております。そして今回、事業法の改正によりまして、ブロードバンドのユニバーサルサービス、ブロードバンドユニバの交付金・負担金の算定等の支援業務が追加されることとなったところでございます。

なお、電話リレーサービスという、聴覚障害者のために電話を可能とするようなサービスにつきましても、その支援業務を、これは事業法とは別の法律に基づくものでございますけれども、令和3年から実施をしております。したがって、今回のブロードバンドユニバも含めましてこれら3つの支援業務を実施するに当たりましては、これまでの支援機関としての知見や経験などを生かしながら、精一杯取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、前置きでございますけれども、ワーキンググループに参加させていただいておりまして、今回はこのような形で、支援機関の知見、あるいは経験等を踏まえた形で、気づいた点などを要望や意見として発言させていただくことは大変ありがたいと考えておりますし、また、その点に対して御検討の上、御考慮いただければまたありがたいというところでございます。

それでは、本日のヒアリング項目につきましては3点ございましたけれども、そのうちの2番目の交付金・負担金の算定の在り方、それから3番目の利用者等への周知の在り方につきましては、まさに当支援機関の業務に係るものでございまして、この2点について

コメントさせていただきたいと思います。

ただ今回は、先ほど、4者・団体から発表がございましたけれども、その個々の内容についてのコメントということではなくて、このテーマに関する全体的な意見や要望ということでのコメントということで御了解いただきたいと思います。

私どもは支援機関の立場として、交付金・負担金の算定に関しましても、また利用者等への制度の周知につきましても、受益者側と負担者側をつなぐということでもございまして、そういう形で双方に、この本制度の趣旨を理解して制度を支えていただけるようにすることが、制度の定着、あるいは支援業務の基盤になるという意味で大変重要と認識しております。

そういう観点から、具体的なところでもございますけれども、まず、交付金と負担金の算定につきましても、支援機関といたしましては、算定基準や、あるいは事業者の原価や収益等の額、あるいは負担金の算定に必要な契約数、あるいは回線数というお話も出ておりますけれども、そういう数字の資料に基づきまして、適切あるいは的確に算定すること。そして、それらの算定を含めた業務を効率的に実施すること。そして、それを通じて制度を安定的に運用すること。こういうことが重要であると考えております。

そのような観点からになりますけれども、まず、交付金・負担金の算定方式につきましては、先ほどから皆さんの意見にも含まれている内容でもございますが、電話ユニバの手続き等を経験したことのない新しい事業者も少なくないということも踏まえまして、あまり複雑にならないことが望ましいのではないかと考えております。特に算定方式の基本的な部分につきましては、電話のユニバの算定方式と共通するような形で、あるいは大きな差異がないような形で作っていただくことが望ましいのではないかと。というのは、そのほうが事業者の方々にとっても、私ども支援機関にとっても負担が多くないこと、また、いろいろな算定における誤りとかトラブルも少ないこと、そして効率的に業務ができると考えております。

それから付け加えますと、電話ユニバの算定方式は、制度が最初につくられた当初から何度かの改定を経て現在に至っております。もちろんそれは理由があつて、必要性があつて改定されたものでございますけれども、今回のブロードバンドユニバの交付金・負担金の算定の制度につきましても、制度が稼働するまでに十分に検討し、固めていただいて、制度の稼働の後には大きな変更がないようにしていただくことが望ましいのではないかと考えております。

もう一つ、業務量から想定される懸念についても申し上げさせていただきますが、ブロードバンドユニバの場合は、電話ユニバに比べますと、適格事業者、負担事業者とも、かなりの事業者数に上るのではないかと見込まれておりますし、また、電話ユニバでの経験のない新しい事業者の方も少なくないことも見込まれておりますことから、提出いただく資料を、いろいろ支援機関としても数字の精査等を含めて確認するといった、様々な業務で相当な業務量になることが想定されます。

そういう点で、当協会は、正直申し上げて小規模な組織でございますので、今度の新たな業務のための体制、体制と申しますのは人やスペースの確保とか資金調達とか、いろいろございますけれども、そういう体制を構築し確保するには、一定の期間がかかることが見込まれます。そういう意味で、交付金・負担金算定のルールなどが固まってから実際に制度が稼働するまでの間については、準備期間として十分に確保していただきたいと考えております。

さらに申し上げれば、そういう業務量に影響する変動要素、つまり事業者が変動する、あるいは負担金の算定単位である契約数あるいは回線数などがどう変動するか、そういうことが的確に、また早く把握できるような仕組みについても御検討いただきたい、あるいは御配慮いただきたいと考えております。

もう一点、利用者等への制度の周知でございますけれども、これは利用者への周知はもちろんのこと、事業者のほうの制度の利用に関する理解を図るという意味での周知もあるわけでございます。どちらにつきましても、支援機関といたしましては、総務省、関係事業者と共に取り組んでいく所存でございますけれども、関係者における役割分担、あるいは相互の連携の確保が大変重要でございますので、それに当たりましては、総務省から積極的な御指導をいただくことをお願いしたいと考えております。

また、併せまして、留意点といたしましては、利用者への周知に関しましては、見込まれる負担額は、電話ユニバ以上の負担になるということでございますし、事業者への制度の周知については、先ほど来申し上げているとおり、新たな事業者も少なくないということも考慮して、周知方法の工夫とか、あるいは一定の期間を確保することなども併せて御検討いただきたいと考えております。

以上でございます。長くなりました。よろしくお願いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、意見交換へ移りたいと思います。

本日、様々事業者等の皆様方からプレゼンいただきましたので、本日御出席の構成員の

皆様方から質問なり、あるいは御意見なり、自由にいただければと思っています。チャット欄などでお知らせいただければ、私から指名をさせていただきますので。まずは林構成員からお願いします。

【林構成員】 林でございます。御説明ありがとうございます。NTT東・西とKDDIにそれぞれ質問がございます。

まず、NTT東・西のスライド6番の交付金算定の在り方の基本的考え方のところですが、そこで1ポツ目に収支相殺方式によって当該エリアで実際に要する費用をまかなうのに十分な額とすることが必要とあり、2ポツ目には参入を検討する事業者にとって、交付金の額はあらかじめ算定可能で、参入後の採算性が予見できることが必要となっているわけですが、これはもしかしたら少しうがった見方かもしれないんですけども、必要十分な補填額がもらえなければ手を挙げないというふうにも若干読み取ることができると思います。

その必要な十分な補填額というのは、具体的にどういうふうを考えればいいのかというのを教えていただきたいと思っております。若干その質問の背景を申しますと、例えば電話のユニバでは、平成17年に発動されて以降、毎年収支全体で赤字になっているわけですし、法制度上も赤字の一部が補填されるということになっているわけですが、直近では確か550億円ぐらいでしたか、ほどの赤字のうち8分の1ぐらいが、たったそれだけが補填されていると理解してしまっています。要するに電話の場合は実際の提供費用をまかなえる額で全くないということになっています。

この点に鑑みて、ブロードバンドでは、特別支援区域では、そういった実際の提供費用をまかなえるだけの額、つまり赤字全体を補填できるぐらいの額が必要ということなのか、NTT東・西に確認させていただければと思います。

2点目はKDDIのスライドの16ページ目で、これも先ほどの質問と関係するんですけども、収支相殺方式で負担を求めるのであれば、ブロードバンド全体の収支も明らかにして説明を尽くす必要があるといった御意見だったと思うんですけども、その主張の背景について教えてください。これも質問背景を申しますと、ブロードバンドというのは、基本的には民間事業者間の競争で普及してきたサービスですので、プライスギャップ規制もありませんし、サービス開始時以降、基本的には赤字になることもなくて、毎年大きな利益を各社上げておられると想定されるわけでございます。

ブロードバンドでは、そういう観点から、事業収支全体では相殺せずに、電話と同様に

赤字地域の積み上げで補填額を算定するという事になっているんですけども、その点はどういうふうに見ておられるのか、お聞きしたいと思います。もしかしたらNTT東・西の光ファイバーというのが公社時代から継承した国民的示唆に基づいていて、NTTはそこからブロードバンド収入を得られているという御理解が背景的事情にあるのかもしれないんですけども、その辺りを敷衍して御教示いただければ幸いです。

また、このKDDIの御主張について、NTT東・西のほうで何かレスポンスがあれば教えていただきたいとも思います。長くなりましたが、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど事業者等の皆様方から御回答いただくとして、ある程度質問をまとめさせていただきます。続きまして大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ちょうど御質問したかった事項を林構成員からご質問いただきまして、特別支援地域の収支相殺方式というところで考えていらっしゃる負担方式、その内容を教えていただきたいと思っておりました。

また、KDDIにも同様でして、収支相殺方式についての考え方、こちらは特別支援地域についての考え方というふうに特に限定はしていただいているものではないものですが、NTTの考え方とどのようなところで違っているのかといったところを具体的にお示しいただきたいということで、御質問するつもりでしたけれども、より詳細に林構成員から御質問がありましたので、そちらにお答えいただければ十分でございます。

それで、ほかの団体様にも教えていただきたいと思いますが、私はF T T Hをずっとイメージしておりましたので、CATVの事業者様の状況が十分に理解できていないところもありまして。まずケーブルテレビ連盟からの資料の4ページになりますけれども、地域によってサービスの提供の実態が異なる例を挙げているかと思えます。この①と②、実際にそのとおりだろうと思っておりますけれども、ここに挙げてある非居住エリアを経由するアクセス回線というのが、これは本当にアクセス回線と位置づけられるものなのか、それとも、アクセス回線とは別の性質を持つものなのか、よく分からなかったので、この非居住エリアに敷設されているものの実態について、少し詳しく御説明をいただければと思っております。

それから、前後してしまうのですが、ソフトバンクからのプレゼン資料ですけども、9ページに交付金算定についての項目を掲げていただいております。海底光ケーブルのようなケースで、NTT東・西の電話のユニバに使われるものについては支援対象外とすることが適当ということで、理論的にはまさに二重の補助にならないように対応すべきだ

と思っているところですが、そもそもそういう区別ができるのか。切り分けができないとしたら何か按分をするような方式を念頭に置いて御提案いただいているのかを教えてくださいたいと思います。また、それについてNTTの御意見も確認できればと思います。私からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 藤井でございます。私はI o T契約の除外についてのところで御質問させていただきたいのですが、KDDIとケーブルテレビ連盟、あとソフトバンクもI o T契約は除外してほしいというお話があったかと思います。I o T契約自体は金額が安くデータ量も少ないというところから、除外は適切だと私自身は考えていますが、I o T契約の定義を明確にしないと、どこまでI o Tかというのが分からなくなってしまうんじゃないかと思います。この辺りについて何かお考えがあるのかというところを教えてくださいたいと思います。

電話の場合は、音声通話ができるかできないかということでI o T番号を使い簡単に分離ができますが、今回ブロードバンドサービスでは、この分離をどのような形行うのかというのが気になっているところです。

監視カメラの動画伝送とか、また将来的には自動運転のような用途も定義次第でI o Tとも考えられるのではと思います。用途や容量の多様化というところが予想される中で、実際どういうふうに切り分けるのかというところが、何かお考えがあれば教えてください。

また、あと今回触れられてなかったNTT東・西は、I o T契約の扱いはどういうふうに考えられているのかというところもお聞かせいただければと思います。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 岡田です。よろしく申し上げます。私からは、全体的な考え方についてコメントをさせていただければと思います。毎回同じようなこと言っていて恐縮ですが、技術中立性と競争中立性、KDDIやソフトバンクからも競争中立的という御指摘が資料の中でありましたので、この点についてコメントをさせていただければと思います。

ブロードバンド基盤の在り方として、ネットワークの技術革新、イノベーションに配慮した政策スタンス、そして技術中立性の重要性をこれまで指摘してきたところですが、しかしながら、先般の最終取りまとめでは、あくまでも有線のブロードバンドに限定した枠組みの中で論点整理が行われてきたと理解しております。

しかしながら、そもそも技術中立性が重要となる理由は、多様なネットワーク技術へのイノベーションの投資インセンティブを阻害しないようにするという点にあると思います。とりわけ、例えば6月に総務省から、Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方に関する中間答申が出ております。そこでも多様なネットワーク関連技術への研究開発の促進が必要だということが強くうたわれているところです。

このような中で、効率的かつレジリエントな情報通信ネットワークの実現を期すためには、議論を、有線のブロードバンド、FTTHのみに依拠して、限定して議論していくことにはいろいろ危うさがあるのではないかと考えております。特にブロードバンド基盤の交付金の対象となる地域、こういうエリアでは今後の人口動態やネットワークの利用形態といったものに非常に不確実性が大きい。また、多様なネットワーク技術を利用して、世帯カバー率を高めていくといったことも期待されていると思います。

こうした観点から見て、極度に不採算な地域については、無線等の代替的な技術の利用可能性も含めて、柔軟に世帯カバー率の規模を検討していく必要があるのではないかと考えています。

また、継続提供期間と、その対象となる電気通信回線設備の関係といったことも論点になっているわけですが、そこでも将来的な設備更新のみならず、設備構成の変化、変更といった可能性も含めて、どのような基準を設けるべきかを明確にしていく必要があるのではないかと考えております。

本検討会、ワーキンググループでは、世帯カバー率を21年度末で99.7%、これを27年度末までに99.9%まで高めるという目標が掲げられていたかと思えます。そのような目標のために、およそ17万世帯への支援が必要といった試算が示されていたと思えますが、別途、今並行して開催されているユニバーサルサービス交付金制度の見直しに関する検討会がありますが、そこで公表された報告書でも、「需要が極めて限定的で、メタル回線では不経済となる極めて高コストな地域」に、ワイヤレス固定電話の導入が想定されている。その回線数が、見積りで大体60万回線と試算されているということです。

そうすると、ブロードバンドにおける町字単位での支援区域と、加入者回線のIP網の不採算エリアの世帯というのは、かなりオーバーラップしているのだらうと思われまして、そもそも、メタルで不採算となっているエリアは、有線ブロードバンドでも恐らく不採算なエリアであろうと思われまして、双方のエリア指定の在り方の整合性も問われてくるかと思えます。

また、二重補助といった御指摘も先ほどありましたけれども、このようなエリア指定の在り方では、電話のユニバ交付金制度とブロードバンドの交付金制度の整合性も問われていくのではないかと考えております。

また、ブロードバンド基盤は、競争的環境の中で普及してきたという経緯がある点にも改めて注意が必要だろうと考えています。この点は、日本は世界的に見ても非常に高いブロードバンドの普及率が実現している基本的な要因・背景であると思います。技術中立性はイノベーションに基づく動的なネットワーク構造の変化を促すことを意図したもので、一方、競争中立性とは、技術中立性を損なわない範囲で、できるだけ効率性を実現していくという意図があるものだと思います。この両者の考え方に矛盾がないように、制度をつくっていくことが求められているのだろうと考えております。

基本的な考え方だけになってしまいますが、私からは以上です。

【大橋主査】 丁寧ありがとうございます。続きまして相田主査代理、お願いします。

【相田主査代理】 私の質問は藤井構成員と丸重なりになってしまったんですけれども、先ほどもありましたように、監視カメラでコンスタントにMbpsが流れるとかいうと、これはIoTだから外すということでもいいんだろうかということ、接続先が特定だということ、絞込みということもありましたけれども、携帯ブロードバンドでもMVNOさんなんかでは、もう128Kbpsに最初から抑えているというような形態の料金プランとかもあるという辺りとの関係もあって、先ほど藤井構成員がおっしゃいましたように、これはサービスメニューで分けるのか、それともそういう接続先が限定であるかどうかということ、そこら辺の考え方をお聞かせいただければと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 春日です。意見と質問がございまして。まずNTTについてお伺いしたいんですけれども、2ページにブロードバンドの整備に積極的に取り組むと書いていただいている非常に心強く思ったんですけれども、電話の場合と異なって、かなり義務づけは緩くなっており、基本的には手を挙げてサービス提供していただくことになっていると認識しています。電話に比べるとかなり自由度が高くて、各社さんの努力が反映されている部分が多いことは理解していますが、一方で、電話のときと同じような形で、局舎であるとか、管路であるとか、電柱であるとか、レガシーに頼る部分も多く残っているのではないかと懸念する部分があります。なるべくそういう今までのレガシーを生かした形でブロードバンドを整備していただけるとありがたいかと私は個人的に思うんですけども、何か

その点について御意見があればお聞かせいただきたい、というのがまず1点目になります。

それから2点目ですけれども、9ページ目で、自治体さんに選ばれているので効率性は担保されているんだとお書きになっているんですけど、一方で、7ページ目に、災害の復旧であるとか御自身の判断で投資することも一方であると書かれているので、いろんな事業者さんが事業収益の3%であるとか、何らかの基準をつくるべきだという御意見もあるんですけども、その辺についてはどのようにお考えになるかというのをNTTにお聞きしたい点です。

3点目は、KDDIにお聞かせいただきたいんですけども、収益と補助金の二重取りにならないようなチェックを研究会で行ってほしいというお話でしたけれども、本来的には毎年チェックできると望ましいと思います。一方で、義務を多く課すことは、本制度の趣旨から考えると望ましくないと思える部分もあります。例えば最初の段階で負担額を厳密に計算しておいて、その後それよりも大きく金額が上がらない限り認めていくという考え方もあると思うんですけども、そういうことも考え得るのかどうかということについて、もし御意見があればお聞かせくださいということです。以上3点になります。

【大橋主査】 はい、ありがとうございます。続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。質問はKDDIの22ページのところで、利用者等への周知の在り方のところですけども、その2つ目のポツで、各電気通信事業者が単位当たりの負担額を明示することで、とあるんですが、この単位というのは、どういう単位を想定していらっしゃるのかというのを教えていただければと思っています。

NTTさんの御発表には、法人の場合、エンドユーザーの数が分からないことが、把握できないことがあるとか、それからケーブルテレビ連盟さんからも、集合住宅の場合の課題などを示していただいていますけれども、いろいろなところで話が出てきている1回線当たりという意味なのかどうかということをKDDIさんに確認で教えていただければと思っています。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。日本ケーブルテレビ連盟から、資料5ページの辺りで、放送と通信との分計ガイドラインの必要性を訴えておられます。これに関連してですけれども、光ファイバーでもテレビサービスは、今NTTさんで、八百数十円でテレビサービスを受けられるような環境ができてはいるはずですけども、ここについて電気通信事業者さんとして放送部分の原価の分計はできているんだろうかというのが気になってお

りまして。事務局宛がいいのか、NTT東・西宛がいいのか分かりませんが、質問させていただきたいと思います。

それから、岡田構成員が御指摘されたワイヤレス固定電話との関連というか、一部エリア的な重複を含むところについては、全く同じところに関心がありましたが、非常に詳細に御質問をつくっていただきましたので、私はそれとほぼ同じ同内容だったと思いますので、意識合わせだけをさせていただければ十分です。

それからあと、先ほど春日構成員からKDDIの13ページについて、補助金とそれから交付金との二重計上にならないようにというコメントがございました。ただ、ここは私自身は、補助金は多くのケースで圧縮記帳方式という、税の繰延措置の会計処理を行っているので、原価配分等については、圧縮記帳後の補助金で構築した部分を除いて費用計上を行っていますので、この二重計上はあまり懸念に及ばないような印象を持ちました。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。お手が挙がっている構成員の方々には全て御発言いただいたと思います。それでは、全ての事業者等の方々に御質問いただいたと思いますので、プレゼンの順番で御回答いただければありがたいと思います。

まず、NTT東・西からお願いできますか。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本の井上でございます。幾つか御質問いただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず林構成員、大谷構成員からですかね。特別支援地域において赤字だったら参入しないのかとか、そういう趣旨の御質問かと思えますけれども、こちらにつきましては、特別支援地域における算入というのは、何も当社に限定されたものでないと、このように認識していますが、我々以外の事業者も含めていずれの事業者においても、赤字が前提であるケースにつきましては、そこに参入するということが経営判断としては取り得ないということでございますので、引き受ける事業者がいなくなると、そういうおそれがあると、このように我々は考えているところでございます。

それからKDDIの御提案のベンチマーク方式でございますが、この方式につきましても、必ずしも赤字が補填されるという保証がないという点におきまして、特別支援地域においては取り得ないのではないかと考えております。

それから、藤井先生から御質問いただきましたIoTでございますが、IoTにつきまして、どう考えるかということでございます。我々としましては、本制度により整備され

るブロードバンド環境の活用の在り方、これらと併せて検討すべきと考えておりました、実際にI o Tサービスを提供する事業者へヒアリングを行って、検討を深めることが重要かと認識しておるところでございます。

それから、春日構成員から御質問いただきました、局舎等のレガシーの設備、この辺が残っているので、こういうものをどのように活用するかということでございまして、これにつきましては、構成員のおっしゃるとおりでございまして、当然コストミニマムに構築することが制度の趣旨からも重要だと考えておりますので、こういったもの、使えるものはきちんと使って効率的に構築を図っていく考えでございます。

それから、同じく春日構成員から、自ら投資したところの効率化というところで御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、我々も全国的な規模で提供している事業者でございますので、そういった規模の経済もいかしながら、それから過去から積み上げている効率的な工法ですとか、効率的な設備の設置、こういったノウハウを生かしながら、そこは効率的な構築に努めていくと考えてございます。

あと最後、関口構成員からフレッツテレビの場合の分計方法について御質問いただきましたが、フレッツテレビの場合は、あくまでもフレッツ光のオプションサービスという位置づけでございまして、光のコストにつきましては、ブロードバンドサービスのほうで全額回収させていただいております。お答えになっておりますでしょうか。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いてKDD Iからお願いできますか。

【KDD I 株式会社】 KDD Iでございます。まず、最初に弊社の資料のスライド16に関しまして、林構成員、それから大谷構成員から御質問をいただいていると理解しております。まず、林構成員からも御指摘いただきましたように、NTT東・西は、光ファイバー、これはメタルと同様に公社時代から承継した全国津々浦々の電柱・管路等々、あるいは局舎も含めてですが、こういった線路敷設基盤の上に構築されていらっしゃる。それで全国レベルでのブロードバンドサービスを提供されていらっしゃる。

そういう意味では、条件不利地域における地域別収支について着目するといったら当然でございますが、それであっても、全国レベルでのサービスの提供の収支の全体像との関係性を、より透明化していただくということが大事ではないかと。それが国民的資産を踏まえて、これは都市部だけではなく条件不利地域なんかは特にそうだと思うんですけども、そういったところでいつも提供されるNTTとして、より透明性を求められるのでは

ないかというのが1点目でございます。

それから、大谷構成員から御指摘、御質問をいただいております、ベンチマーク方式あるいは収支相殺方式と、それから支援区域、これが一般と特別と、どういう関係に弊社として考えているかという御質問かと思っております。スライドの16でお示ししておりますのは、基本的に弊社としてはベンチマーク方式、これは一般支援、一般の対象区域であっても、特別支援であっても、ベンチマークだろうと思っております。

ただ、今回NTT東・西、特別支援地域、これが収支相殺方式ということを検討が進んでいるわけですが、それはそれでしっかりと収支を、先ほど申し上げましたように明確にさせていただいた上で、合理的なのかどうか。その上で、基金規模がどうしても大きくなってしまふということであると、何らか基金をどうやって抑えるのかといったときに、ベンチマーク方式も可能性としてあるのではないかということですから。

結論は、ベンチマーク方式を基本的にはベースとして、収支相殺方式がしっかりと透明性がある説明可能であるならば、それはそれも否定はしないというスタンスでございます。

続きまして藤井構成員、それから相田主査代理から、IoTについての、どうやって定義するのか、これを特定するのかという御質問をいただいていると思っております。こちらにつきましては、弊社はモバイルのサービスを提供しておる中で、通信モジュール契約というものがあるんです。まさにスマホとかそういうものではなくて、モジュールですから、ものに組み込むような、こういったものの契約によって特定はできるのではないかと考えております。

こちらの接続先とか容量とかという話ではなくて、通信の実態を踏まえる、つまりモノとモノとの通信、人間が間にコミュニケーションをするということが介在しないような通信の実態がモジュール通信でございますので、そういったもので特定可能なのではないかと考えております。

それから春日構成員、それから関口構成員から御指摘をいただいております、二重取りの案件についてでございます。基本的な考え方は、補助金による補填とこの基金による補填の二重にならないようにということでございますが、関口構成員から御指摘いただいたとおり、もしこれが例えば圧縮記帳のような、ここは専門的な会計の整理になると思っておりますが、こちらでしっかりと二重にならないんですよということであれば、私どもとしては安心するということでございます。

あと最後に、長田構成員から御質問いただいた、これはスライドの20ページを御覧ください。こちらの回線数、要は単位をどうするのかと。弊社の考え方としましては、契約回線数、これを負担の範囲とするということです、これは契約というよりも、より回線数に近いというところがございます。ただ、もちろんその回線数が特定できる、できないというのは、幾つか細かい事例が、例えばマンションとかそういったところもございませんけれども、回線が把握できるということであれば、この契約回線数をベースにするのが透明性があるんだろうと考えております。一旦以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いてソフトバンクは何かございますか。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクでございます。大谷構成員の御質問と藤井構成員、相田主査代理の御質問にのみ、お答えさせていただきます。

まず、大谷構成員から御質問いただいた当社プレゼン資料の9ページ目に関するお話でございます。吹き出しの部分についてですけれども、今回、NTT東・西が、仮に特別支援区域に張り出すということで、何かしらこういった光ケーブル等を張る場合において、こちらは離島という事例が研究会の取りまとめでは記載されているんですけれども、このような場合においては、当該光ケーブルというのは、我々の想定としては、当然ながら電話のユニバーサルサービスの提供のためにも用いられるものだろうという前提でこのような記載をさせていただきました。

そのような前提であるのであれば、当然ながらそこは電話のユニバ義務を果たすために必要なものがございますので、その地域において新たにブロードバンドサービスを始めるにしても、その部分については支援の対象外とすることが適切ではないかと考えた次第でございます。

次に、藤井構成員と相田主査代理からございましたI o Tの話でございますけれども、I o Tにつきましては、先ほどKDDIからも少しお話がありましたけれども、我々としては、我々の説明資料にも記載のとおり、このような用途を用いたものを想定しておりまして、具体的には資料にもありまして、接続先が特定されているということであれば、今回のブロードバンドのユニバーサルサービスのように、条件不利地域で接続先が増えることによる受益がないと考えておりますので、こういったものをベースに、その特定の用途に供するようなものというのは対象外とすることが適切かと考えております。

したがって、I o Tについても、そのような考え方をベースに定義するのがよいのかと考えております。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて、日本ケーブルテレビ連盟、いかがですか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 ケーブルテレビ連盟、私どもには非居住エリアを経由するアクセス回線ということでの御質問があったと思いますけれども、山間地であったりとか、大変その一つの集落に持っていったとしても、さらにお宅まで持っていかうと思ったら、山を越えてとか、川を越えてとか、かなりの長いアクセス回線を必要としたり、言ったらエリア外を一回出て、飛び地のような状況のところにも持っていかないといけないという事例がありますので、そういった意味で大変大きなコスト、通常で考えるよりも大きなコストがかかるという可能性があるということで、こちらに書かせていただきましたので、御理解いただければと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。おおむねプレゼンをいただいた事業者等の皆様方から御回答はいただいたところですが、もし、構成員の方々に追加の御質問、あるいは十分御回答が得られていないということで、改めて御質問する御希望があれば、いただければと思いますけれども、いかがですか。ありがとうございます。関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。いろいろ御回答ありがとうございました。

先ほどN T T井上様から、フレッツテレビはあくまでもオプションなので、光コスト全額回収というお話がございましたが、ケーブルテレビ連盟のほうで、放送と通信を分けるんだという御指摘を考えると、ケーブルテレビ連盟の加盟各社には分計を求めて、通信会社についてはまあいいかということにはならないような気がするんですが、そこについてはどのように考えたらいいか、日本ケーブルテレビ連盟及びN T Tにお考えをお聞かせいただければ幸いです。

【大橋主査】 それではまず、資料もいただいているところですから、ケーブルテレビ連盟、何かもし御感触などがあればいただけますか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 私どもとしては、いろんな、今までの対応でも、放送と通信の部分は分計してくれということで、いろいろ今までも対応してきましたし、今回も、法律の趣旨からのとって言うと、そういったところをきちっとやっていないといけないのかと考えております。ですから、そういった意味での、関口構成員がおっしゃられるように、不公平といえますか、そういったことが起こらないように対応していただきたいと考えております。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それとではNTT東・西、こういったお考え等をいただいていますけれども。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本の井上でございます。まず、フレッツテレビは、主に加入者が結構、密にいて採算が取れるエリアを中心に提供している地域限定のサービスでございますので、恐らく今回、特別支援地域になるようなエリアではなかなか採算が合わないので、フレッツテレビを提供するようなことにはならないと思うので、恐らくそのサービスごとの考え方の整理は不要になるのではないかと思うんですけども、あえて申し上げれば、まず、それぞれの事業者のサービス形態によるところもあるので、必ずしも全てを一致させる必要はないのではないかというのが、今のところの考えです。

【大橋主査】 関口構成員、よろしいですか。

【関口構成員】 もちろんです。一つの考え方は、井上様のようなオプションとして限定的に提供しているということではありますが、前回報告書では、放送のサポートはユニバの、ブロードバンドユニバの基金では出さないぞと言っていることも考えると、テレビのところは可能性が少ないとは言いながらも、考え方としてはケーブルテレビ連盟の御主張の方に分があるように思われるんですね。これをどのように除いていくかの分計基準等について、また検討しなければいけないについても、あるべき考え方というのは一度整理しておく必要があると思います。この点、事務局の意見も聞いていただけますか。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。そもそも関口構成員、事務局にもとおっしゃっていたので、事務局の受け止めはいかがですか。

【柳迫事業政策課調査官】 どうもありがとうございます。事務局からの意見としましては、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度につきましては、法律で受益者負担の仕組みとして導入されているところでございます。もともとの考え方としましても、テレワークや遠隔医療、遠隔教育、こういったものに活用できるという観点で、受益者である負担事業者につきましては、ブロードバンドサービスを提供する事業者であると位置付けられました。負担事業者から見て、こういうオプションのサービスは、本当に負担事業者が受益していると言えるかどうかというのを個別に判断していく必要があると思っています。

また、分計の在り方につきましては、このワーキンググループがスケジュール的に冬ぐらいを目途に取りまとめるということになりますと、このワーキンググループの議論が取

りまとまった後、詳細なコストイングについて別途検討の場が必要だと思っております。そういった場において、受益者負担制度の趣旨に照らして、費用按分の必要性も踏まえまして検討していくことが適切だと考えております。事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 関口構成員、よろしいですか。

【関口構成員】 ありがとうございます。結構でございます。どうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。そのほか構成員の皆様方からございますか。ありがとうございます。もしよろしければ相田主査代理、お願いします。

【相田主査代理】 先ほどのI o Tの線引き定義について、ケーブルテレビ連盟も8ページに記載がございますので、お考えをお聞かせいただければと思うんですけども。

【大橋主査】 それでは、ケーブルテレビ連盟、いかがですか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 1つの契約の先にどういったものがぶら下がっているかというのが分からないことも結構あります。一種のバルクですよ。そういったケースもありますので、ここに書いてあるとおり、I o Tは、サービスはそのままこのブロードバンドの形に取り込むのは難しいんじゃないかと私どもは考えております。以上です。

【相田主査代理】 ケーブルテレビ連盟のやっているサービスでは、これがI o Tであるかどうかというのはかなり明確に分かれていると考えてよろしいのでしょうか。

【大橋主査】 ケーブルテレビ連盟、よろしくをお願いします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 分かれていると言えば分かれていますね。きちっと我々としてゲートウェイまでは把握できますけども、その先に何がついているかというのは分からないことはたくさんありますので、そこではっきりと分かる部分があります。よろしいですか。

【相田主査代理】 了解しました。

【大橋主査】 ありがとうございます。いただいたとおり、利用実態に合わせた検討と検証ということも併せて必要だという点、御指摘いただいたと思います。

関口構成員からチャットの文面で、ワイヤレス固定電話、これは岡田構成員からもいただいている点ですけども、これについても検討の余地があるのではないかという御指摘をいただいているということでもよろしいですよ。

【関口構成員】 現状では、ワイヤレス固定電話は、あくまでもメタル回線の補助手段

として考えていて、ワイヤレス固定電話でブロードバンドを提供するという事は、機能的に使えないようにしてあるはずで、ここがもしエリア的に重畳していくということと、それからこのブロードバンドユニバと重なるサービスになり得ると判断された場合には、そのような制約を除いて、携帯ブロードバンドに、この道を少し開くような検討はどこかで必要になると思っております。現状ではこのような道が開ざされているわけですので、そのような可能性を今後どこかの時点で検討する必要も出てくるだろうという印象を持ちました。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。御指摘はしっかり受け止めたいと思います。ほかはいかがですか。よろしいですか。若干お時間がありますが、もしオブザーバーの方で御発言の希望がありましたら、チャット欄にてお知らせいただければと思いますが、いかがですか。よろしいですか。それでは林構成員、その後、立石オブザーバー、お願いできればと思います。

【林構成員】 ありがとうございます。前回の補足みたいな話になってしまうんですけども、時間があるということですので、お時間を頂戴しました。

基礎的電気通信役務の範囲の点ですけれども、私、前回、利用者目線からすると提供形態によってユニバ規律を変えるのは、必ずしも理にかなっていないと申し上げたんですけども、この点、自己設置型の事業者が中小零細事業者も存在している、何百社もあるということなので、そこは前回、関口構成員もおっしゃったように、シェアのような基準を閾値にして、一定規模以上の事業者に限定せざるを得ないのではないかという御発言がございました。

私もそのように思っています。ただ、この点については、長田構成員の御指摘にもありましたように、約款規制をかけるかどうかという話は、消費者目線からすると、小規模事業者であってもそうでない事業者だとあまり関係ないんじゃないかという長田構成員の御指摘もおっしゃるとおりです。

私はそこで前回の御議論を踏まえて考えてみたんですけども、制度の簡素化という点からすると、そのシェア基準を規定にして一定の閾値を設けざるを得ないと思いますけれども、ただ小規模事業者であっても、場合によっては電気通信事業法上の報告徴収命令をかけて契約の中身を見るということが出来ますので、それでもし仮にその内容が不当な場合には、場合によっては業務改善命令をかけるということもできるかと思っておりますので、小規模事業者であっても、一定の閾値を設けたからといって規律が全くかからないかという

とそうではなくて、最終的には総務省のチェックは入ると理解していますので、そこで一定の閾値を切っても、長田構成員の御懸念の点も救えるかと思っております。前回の補足になりました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。立石オブザーバー、お願いします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】 立石です。ありがとうございます。相田主査代理もおっしゃっていた、定義によって私も変わってくると、I o Tといっても映像を流したりするI o Tもあると思うんで、データ量との関係もあるとは思いますが、一般的にケーブルテレビ連盟がおっしゃっているように、そんなに大した量じゃないからということかとは思いますが。

現状だとブロードバンドが行っていないところを、データ容量が少ないものも救っているかという、実はそうではなくて、もうほぼ文字ベースのデータすらまともに送受信できないエリアが結構ありますので、これはちょっとイメージがつかないんですけど、I o Tがかえって逆ざやというか、すごい高くなってしまって、入れなかった場合に、少ないデータ量の場合は何かかえって高くなるのかという、そういうことが起きないのかと私に分からなくなりました。

あえてこれを別にする理由がもしあるのであれば教えていただきたいというのと、もしそうでないのであれば、あえてわざわざ別契約にしなくても、例えば1か月間の容量をこれぐらいまでにしておけば、これぐらいだとかという、容量規制というか、そういうのもできるのではないかと思ったので、少し御質問させていただきたく思います。質問先としては、ケーブル連盟と、ほかにもし、KDD Iとかもおっしゃっていたので、私の質問がそもそも間違っているかも含めてお答えいただけたらと思います。以上です。

【大橋主査】 それでは、ケーブルテレビ連盟とKDD I、お願いします。あとほかの事業者の皆様方でも構わないですが、お願いします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 もう、先ほども申し上げたように、ゲートウェイの先の端末の数が分からないんで、ゲートウェイ、要するに契約の数で見ていくしかないということを申し上げたいということです。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの事業者の皆様方、いかがですか。

【KDD I 株式会社】 KDD I の山本です。このI o Tの議論ですけれども、この議論は負担事業者の話だと理解しております。つまり、受益をするサービスは何なのかと。条件不利地域において、F T T Hサービス、あるいはH F Cもそうですけれども、そうい

った固定ブロードバンドサービスが整備される、新たなお客様が増えることによって、誰がどう受益するのかと。多分これはネットワーク外部性とかネットワーク効果とか、そういったところの議論と同じだと思うんですが、その時に私どもがイメージしているI o Tというのは、先ほど申し上げましたように、モバイルの通信モジュールをイメージしています。なので、もしかしたらケーブルテレビ連盟様のI o T、これはホームI o Tをもしかして想定されているんだとすれば、私どもがイメージしているM2Mとはちょっと違います。

弊社が主張しているI o TサービスでM2Mと申し上げましたのは、まさに通信モジュールがエレベーターの中に入っているとか、そういったものでございます。なので、条件不利地域にF T T Hサービスを利用される契約が増えた、それによって受益をするサービスは何かといったときに、エレベーターとか自動販売機とかの通信をしている人が、人というかそのサービスが何かその受益を受けているかという、多分それは直接的には違うのではないかと。なので、この負担サービスからは適用除外でよろしいのではないのでしょうかというのが弊社の意見の趣旨でございます。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。もしNTT、あるいはソフトバンク、御発言があればと思いますが、特段なければ結構ですけれども、いかがですか。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクは特にありません。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東・西も特にございません。

【大橋主査】 ありがとうございます。様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。ほぼお時間が参りましたので、意見交換の時間は以上とさせていただきたいと思えます。後ほど、事務局から追加の御質問、御意見の照会などを行わせていただきたいと思いますので、構成員の皆様方におかれては、事務局の御連絡を御確認いただければと思えます。もし事務局から全体を通じて何かコメント等があればいただければと思えますが、ございますか。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。本日、構成員の皆様及び事業者・団体の皆様には活発な御意見をいただき、ありがとうございました。本日の御意見を踏まえまして、次回に向けて論点整理案を準備していきたいと考えております。

また、次回の日程につきましては、改めて事務局から連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、本日の会合は以上とさせていただきます。本日も大変活発な御議論をさせていただきまして、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

以上